

# インターネット上の海賊版に対する 総合的な対策メニュー及び工程表

2025年5月30日

内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、経済産業省

# インターネット上の海賊版に対する 総合的な対策メニュー

2024年5月28日

内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、経済産業省

# インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（策定：2019年10月、更新：2021年4月、2024年5月）

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を総合的に実施する。

民間の主体的取組を支援する省庁横断的取組の強化

## ① 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

国内における著作権教育・意識啓発

・2020年著作権法改正により導入されたリーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化の周知・普及啓発を含め、官民で連携しながら、著作権教育・意識啓発のより一層の効果的な展開を図る

総 文 経

検索サイト対策

・検索事業者と著作権者等との協議を推進し、これらを通じ、海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制への取組を促進する

総 文

アクセス警告方式

・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等の一層の促進を図る

総

フィルタリング

・青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る  
・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る

総

経

(注)ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討

## ② 海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

被害の実態把握

・日本コンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態の継続的な把握を行う(配信先が国外向けか(日本への配信も含む)、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能なかの検討も含む)

内 警 外 経

国際連携・執行等の強化

・国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助等による捜査の推進を図る  
・海賊版対策情報ポータルサイトや相談窓口を通じた情報収集及び著作権者等の権利行使を促進する  
・海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する  
・悪質なリーチサイトへの捜査を推進する  
・諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う

警 法 外 経

文

経

警

内 総 外 文 経

発信者の特定の強化

・権利侵害を行った者に対する発信者情報開示請求手続の簡易化・迅速化を図る2021年改正プロバイダ責任制限法について、関係機関との連携や周知を実施する

総

プラットフォーム事業者における対応の迅速化・透明化

・インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務付ける制度整備を進める

総

## ③ 海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

海賊版サイトへの広告出稿の抑制

・海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ることや、広告収入に係る法的整理等の検討を行う

内 総 法 文 経

CDNサービス等の海賊版サイトへの悪用防止

・権利者と通信事業者の合同会議を通じ、個々の海賊版サイトのリストの共有を図るとともに、著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるクラウドフレア社などCDNサービス等について、必要な対策の推進を図る

内 総

正規版の流通促進

・海外市場の獲得を視野に入れながら、現地における意識啓発等の活動や、ユーザーにとって利便性の高い形でのコンテンツの正規版の流通を促進する

外 文 経

# インターネット上の海賊版対策に関する 工程表

2025年5月30日

内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、経済産業省

# 本資料で用いている民間団体の略称一覧

参考

略称	正式名称
ABJ	一般社団法人 ABJ
CODA	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構
日本映画製作者連盟	一般社団法人日本映画製作者連盟
JASRAC	一般社団法人日本音楽著作権協会
日本民間放送連盟	一般社団法人日本民間放送連盟
SIA	海賊版対策実務者意見交換会（一般社団法人セーファーインターネット協会）
JIMCA	株式会社日本国際映画著作権協会
JPMAC	出版5社マンガ海賊版サイト対策会議（株式会社小学館、株式会社集英社、株式会社講談社、株式会社KADOKAWA、株式会社スクウェア・エニックス）
MPA	Motion Picture Association, Inc.
ACE	Alliance for Creativity and Entertainment



# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (1) 著作権教育・意識啓発②

### ① 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○2020年著作権法改正により導入されたリーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化の周知・普及啓発を含め、官民で連携しながら、著作権教育・意識啓発のより一層の効果的な展開を図る</p> <p>&lt;民間団体等を通じた周知啓発キャンペーン等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出版広報センターが、マンガの人気キャラクターを用いた「STOP! 海賊版」キャンペーンにおける周知・啓発活動を実施。YouTubeに動画をアップ。</li> <li>・ 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）が、若年層向けの著作権教育・啓発プログラムをリリース。同プログラムの一環としてキャッチコピーアワードを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年層向けの著作権教育・啓発プログラムは、海外の学生向けに教育プログラムを実施。</li> <li>・ YouTubeに教育コンテンツ動画を掲載し、啓発を実施した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。</li> </ul>	【経済産業省】

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (2) 検索サイト対策

### ① 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○ 検索事業者と著作権者等との協議を推進し、これらを通じ、海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制への取組を促進する</p> <div data-bbox="24 459 712 853" style="border: 1px solid orange; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>&lt; 検索事業者と著作権者等の協議・非表示措置等の促進 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サイトのドメイン単位での検索からの削除に向けて、実証的な実施を行うことについて検索事業者と著作権者等の間において合意がなされ、当事者間で実証が行われた。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="734 483 1137 826" style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者間の取組の状況を注視しつつ、関係者との意見交換を実施した。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="1167 483 2004 826" style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、当事者間の取組の状況を注視しつつ、必要な取組を実施。</li> </ul> </div>		<p>【総務省】 【文部科学省】</p>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (3) アクセス警告方式

### ① 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等の一層の促進を図る</p> <div data-bbox="22 486 705 1173" style="border: 2px solid orange; padding: 10px;"> <p>&lt;セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ事業者等との実務者検討会等を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけを行った。（2023年9月時点でセキュリティ対策ソフト事業者6社、携帯電話事業者4社が導入）</li> <li>・セキュリティ対策ソフトによる海賊版サイトへのアクセス時の警告に関するユーザーの受容度等の効果検証を行い、有効性について確認を行った。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="739 486 1131 1173" style="border: 2px solid lightblue; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、関係者によるリスト作成・共有とセキュリティ対策ソフトによる警告表示の取組を実施し、アクセス抑止機能が未導入のセキュリティ対策ソフト事業者への同機能の導入に向けた働きかけを行った。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="1198 486 2004 1173" style="border: 2px solid lightblue; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけを行う。</li> </ul> </div>		<p>【総務省】</p>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (4) フィルタリング①

### ① 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る</p> <p>&lt;青少年フィルタリングの普及促進・利便性向上&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」及び、2022年12月に当該会合を改組する形で設置された「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」において、改正青少年インターネット環境整備法に基づき、フィルタリング利用促進のための方策や関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上等の方策等について検討。</li> <li>・2019年8月にとりまとめた「課題及び対策」の取組状況や、近年の青少年を取り巻くインターネット環境の変化を踏まえ、2021年7月に「新たな課題及び対策」を公表、前述の会合において携帯電話事業者等の取組状況のヒアリングを実施。</li> <li>・大手4社*1のフィルタリング加入率は76%（2024年3月時点）まで向上（2019年9月時点の大手3社*2の加入率は57%）。             <ul style="list-style-type: none"> <li>*1 NTTドコモ・KDDI・SoftBank・楽天モバイル</li> <li>*2 NTTドコモ・KDDI・SoftBank</li> </ul> </li> </ul> <p>・フィルタリングについて解説した「インターネットトラブル事例集（2023年版）」を2023年3月に作成・公表。</p> <p>・保護者や教職員に対するフィルタリング等の必要性等を周知するため、フィルタリングの仕組みや活用法に特化した啓発講座である「e-ネットキャラバンPlus」を実施。</p> <p>・出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表。携帯事業者の全国の販売店の店頭や青少年への普及啓発の現場等において広範な周知・啓発を実施。</p> <p>・ウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」を開設し、フィルタリング等に関する内容を特集ページで掲載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」を開催し、青少年のICT活用に向けたリテラシーの向上を図るための方策及び青少年を保護するための手段であるフィルタリングサービスについて、携帯電話事業者、OS事業者、保護者等、各関係者の役割を踏まえた検討を実施するとともに、「新たな課題及び対策」に基づいた現在の取組状況等についてヒアリングを引き続き実施。</li> <li>・内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集（2024年版）」を作成・公表。</li> <li>・引き続き保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの仕組みや活用法に特化した啓発講座である「e-ネットキャラバンPlus」を実施。</li> <li>・引き続き出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を通じて広範な周知・啓発を実施。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、フィルタリングの必要性等の周知等を含め、フィルタリングの利用促進のための方策を推進。</li> </ul>	<p>【総務省】</p>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (4) フィルタリング②

### ① 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る</p> <div data-bbox="22 454 712 989" style="border: 2px solid orange; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;海賊版サイトリストの提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CODAから個々のセキュリティソフトウェア会社に海賊版サイトリストの提供を実施。</li> <li>・CODAとJNSA等との協力により、CODAが海賊版サイトリストを定期的に提供し、セキュリティソフトウェア会社等が当該リストをフィルタリングに活用するための連携枠組みを構築（2013年12月）。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="734 454 1144 989" style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携に基づきCODAからJNSA（日本ネットワークセキュリティ協会）等への海賊版サイトリストの定期的な提供やセキュリティサービスへの活用検討の働きかけ。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="1169 454 2011 989" style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。</li> </ul> </div>		<p>【経済産業省】</p>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表（民間側の取組）

## 2025年度の民間側の取組予定事項

### ①海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

<p><b>(1) 著作権教育・意識啓発</b></p> <p>○2020年著作権法改正により導入されたリーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化の周知・普及啓発を含め、官民で連携しながら、著作権教育・意識啓発のより一層の効果的な展開を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「映画館に行こう！」実行委員会による映画盗撮防止キャンペーンの継続実施（日本映画製作者連盟）</li> <li>・2014年度から継続的に行っている「放送番組の違法配信撲滅キャンペーン」により、放送番組の無断アップロード等の違法性を周知啓発（日本民間放送連盟）</li> <li>・SNSにおいて、海賊版サイトのリンク情報などを拡散し続ける悪質なアカウントについて、各SNS事業者と連携してアカウント凍結などの対応を進める（JPMAC）</li> <li>・都道府県教育委員会に、各都道府県内の児童・生徒に向けた啓発活動の実施協力を要請（JASRAC）</li> <li>・教育現場や一般市民に対してより正確で質の高い情報を提供することで著作権の保護と利用の円滑化を促進することを目的として、「JASRAC著作権アカデミー」を実施（JASRAC）</li> <li>・普及啓発プログラム「10代のデジタルエチケット」の実施(CODA)</li> <li>・不正商品対策協議会(ACA)と連携し、一般消費者を対象とした知的財産の保護と不正商品の排除がテーマのイベントを開催（CODA）</li> <li>・SARTRAS助成金を活用し、国内外でのSTOP! 海賊版キャンペーンを実施（ABJ）</li> <li>・文化庁が実施する海外向け啓発への協力（作品の無償提供）（ABJ）</li> <li>・大学等教育機関での海賊版に関する啓発講義の実施（ABJ）</li> <li>・万博、ロサンゼルスAX、まんが甲子園、サンフランシスコMANGA展など国内外のイベントでの啓発（ABJ）</li> <li>・朝日広告賞でSTOP! 海賊版を課題として提供（ABJ）</li> <li>・TikTokと連携し、海賊版にアクセスしがちな若年層への啓発活動の実施（ABJ）</li> <li>・MPA/ACEによる、アジア太平洋地域における法執行機関、検察官、規制担当者向けの知的財産権法に関するトレーニングや、一般市民向けの意識啓発キャンペーンの実施（JIMCA）</li> </ul>
<p><b>(2) 検索サイト対策</b></p> <p>○検索事業者と著作権者等との協議を推進し、これらを通じ、海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制への取組を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Google LLCと連携し、引き続き海賊版サイトの検索結果からの非表示措置のスピード化・効率化に取り組む（JPMAC）</li> <li>・Googleが提供するTCRP(侵害削除プログラム)を通じて著作権侵害コンテンツの検索結果、サイトトップページについても削除リクエストを継続的に提出（CODA）</li> <li>・出版物海賊版サイトを検索すると「STOP! 海賊版」啓発が表示される仕組みを活用した取組の実施（ABJ）</li> <li>・MPA/ACEを通じ、日本国外でのサイトブロッキングの実施を促進（JIMCA）</li> </ul>
<p><b>(3) アクセス警告方式</b></p> <p>○セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等の一層の促進を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要なブラウザに実装されているセーフブラウジングの警告機能等の警告対象に悪質な海賊版サイトを追加するよう働きかけを実施（JPMAC）</li> <li>・出版物海賊版サイトリストを作成し、継続的に更新する（ABJ）</li> <li>・アクセス警告を実施するようセキュリティ事業者に対する働きかけを実施（SIA）</li> </ul>
<p><b>(4) フィルタリング</b></p> <p>○青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る</p> <p>○セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質な海賊版サイトの情報をコンピューターセキュリティ事業者に提供し、セキュリティソフトによるアクセス阻止の対象とするために働きかけを実施（CODA）</li> <li>・ABJ作成に係る出版物海賊版サイトリストに基づき、青少年フィルタリングを実施するようにセキュリティ事業者に対する働きかけを実施（SIA）</li> </ul>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (5)被害の実態把握

### ②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○日本コンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態の継続的な把握を行う（配信先が国外向けか（日本への配信も含む）、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能かの検討も含む）</p> <div data-bbox="22 427 712 906" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>&lt;被害実態の把握&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別に検挙した事件に係る被害実態について、権利者への提供や官民連絡会議等を通じて情報の共有を図った。</li> <li>・委託事業において、2022年のオンライン（ダウンロード、ストリーミング等）で流通する日本コンテンツの海賊版被害額を算出。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="734 427 1144 906" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記と同様</li> <li>・対象、運営者、運営方法など、あらゆる面で被害が多様化していることから、さらに詳細な被害実態の把握に向けた調査を検討</li> </ul> </div>	<div data-bbox="1169 427 2027 906" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、検挙事件の被害実態等について、権利者等と情報の共有を図っていく。</li> <li>・2025年度事業において、被害実態の調査を実施し、国外・国内向け等の類型別に被害額の算出を予定。</li> </ul> </div>		<p>【内閣府】 【警察庁】 【外務省】 【経済産業省】</p>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (6) 国際連携・国際執行等の強化①

### ②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助等による捜査の推進を図る</p> <p>&lt;国際捜査共助体制の構築&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国は、外交ルートを通じて刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等を受けているほか、国際捜査共助の迅速化・効率化並びに一層確実な実施を図るため、米国、韓国、中国、香港、EU、ロシア及びベトナムとの間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結するとともに、サイバー犯罪に関する条約、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）等の刑事共助を規定する多数国間条約を締結し、多数の国・地域との間で円滑な国際捜査共助体制を構築している。</li> </ul> <p>&lt;国際捜査共助等の枠組みを活用した捜査協力等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察では、外交ルート等を通じた国際捜査共助等の枠組みを活用し、国外の捜査機関に対して協力を要請して、海賊版事犯を含む著作権侵害事犯の検挙に努めた。</li> </ul> <p>&lt;侵害地国の権利者団体等との連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CODAを通じて、</li> <li>①侵害地国における最新情報の継続的な把握</li> <li>②各国の権利者団体と連携して、侵害地国の捜査機関に対する取締強化の要請等を実施。</li> <li>③権利者と協議のうえ、違法販売業者等に対する共同執行の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年1月にブラジルとの間で署名した刑事共助条約について、日本側は同年6月に国会承認を得た。</li> <li>国際捜査共助・協力の枠組みの活用、権利者団体との連携等により、令和6年中、映画や漫画の海賊版事犯を検挙した。</li> <li>文化審議会著作権分科会政策小委員会法制度に関するワーキングチームにおいて、著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方について検討を実施。</li> <li>中国において、日本（CODA）からの刑事告発で、無許諾サブスク風サイト運営者が著作権法違反の疑いで逮捕。</li> <li>ブラジル政府と協力した海賊版対策により日本アニメ海賊版サイトが閉鎖</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブラジルとの刑事共助条約を速やかに発効させるため、ブラジル側の締結にかかる国会審議をフォローしつつ、締結・発効のために所要の手続をとる。</li> <li>カナダとの間で刑事共助条約の締結に向けた調整を行い、引き続き締結に向けた努力を続ける。</li> <li>引き続き、国際捜査共助等の枠組みを活用して捜査を推進していく。</li> <li>左記の状況を踏まえ、引き続き必要な取組の検討・実施を行う。</li> <li>左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。</li> </ul>	<p>【法務省】 【外務省】</p> <p>【警察庁】 【法務省】 【外務省】 【文部科学省】</p> <p>【経済産業省】</p>	

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (6) 国際連携・国際執行等の強化②

### ②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版対策情報ポータルサイトや相談窓口を通じた情報収集及び著作権者等の権利行使を促進する</p> <div data-bbox="22 399 705 997" style="border: 2px solid orange; padding: 10px;"> <p>&lt;著作権侵害の情報ポータルサイト・相談窓口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年6月、「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」を公開。</li> <li>・2022年8月、インターネット上の海賊版による著作権侵害の相談窓口を開設。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="739 399 1131 997" style="border: 2px solid lightblue; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を通じて侵害の状況等の情報を収集し、収集された最新状況を踏まえた情報発信を実施。</li> <li>・相談窓口における著作権者の相談の実施。また、受け付けた相談のうち、著作権侵害の蓋然性が高いと判断された事案については、弁護士費用等を支援するSARTRAS共通目的事業「インターネット上の著作権侵害等に対する個人クリエイター等による権利行使の支援」（2025年1月開始）に案内。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="1176 399 2004 997" style="border: 2px solid lightblue; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</li> </ul> </div>		<p>【文部科学省】</p>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (6) 国際連携・国際執行等の強化③

### ②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する</p> <div data-bbox="26 459 712 805" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>&lt;デジタルフォレンジック調査の推進&gt;                      ・民間事業者と連携したデジタルフォレンジック調査の推進等</p> </div>	<div data-bbox="734 459 1137 805" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外において侵害行為を行っている海賊版サイトに対してデジタルフォレンジック調査を実施。</li> <li>・当該情報を基に執行当局等に依頼。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="1160 459 2011 805" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。</li> </ul> </div>		<p>【経済産業省】</p>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (6) 国際連携・国際執行等の強化④

### ②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○悪質なリーチサイトへの捜査を推進する</p> <div data-bbox="22 414 705 973" style="border: 1px solid orange; padding: 10px;"> <p>&lt;リーチサイトへの捜査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正著作権法が2020年10月から施行されたことを受け、権利者団体等と連携するなどして、悪質なサイトに対する捜査を推進した。</li> <li>・法改正後、リーチサイトについて、少なくとも13件検挙した。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="728 414 1142 973" style="border: 1px solid blue; padding: 10px; text-align: center;"> <p>左記と同様</p> </div>	<div data-bbox="1164 414 1576 973" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>・引き続き、権利者団体等と連携するなどして、悪質なサイトに対する捜査を推進していく。</p> </div>		<p>【警察庁】</p>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (6) 国際連携・国際執行等の強化⑤

### ②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う</p> <div data-bbox="26 395 712 794"> <p>&lt;二国間協議等の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸外国との二国間での海賊版対策強化に向けた働きかけ</li> </ul> </div> <div data-bbox="26 805 712 976"> <p>&lt;在外公館における海賊版相談窓口の設置等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在外公館における海賊版相談窓口の設置、日本企業からの相談への対応</li> </ul> </div> <div data-bbox="26 989 712 1236"> <p>&lt;国際的な枠組みにおける知財保護関連の取決め等の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際的な枠組み等を通じた知的財産保護の取組の推進</li> </ul> </div> <div data-bbox="26 1252 712 1544"> <p>&lt;ドメイン名管理等に関する連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化（ICANNとの契約に基づくドメイン名の凍結等）に関し、ICANN等の場で議論を提起し、推進</li> <li>・ サーバ設置国の通信所管省庁等に対する働きかけ等</li> </ul> </div>	<div data-bbox="728 402 1142 794"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な協議や侵害発生国の政府職員等へのセミナーの実施、海賊版取締強化の協力要請等。</li> <li>・ 2025年2月に計7か国の著作権部局と警察関係者を招いた「国際著作権セミナー」を実施。</li> </ul> </div> <div data-bbox="728 805 1142 976"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほぼ全ての在外公館に知的財産担当官を任命し、海外で活動する日本企業からの相談に応じる。</li> </ul> </div> <div data-bbox="728 989 1142 1236"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際的な枠組みにおいて、知的財産保護の強化のためのルール整備を始めとする取組、知的財産保護や民事措置・刑事措置等を規定する等の取組を引き続き実施。</li> </ul> </div> <div data-bbox="728 1252 1142 1544"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の方策等について、ICANNにおける議論に対する積極的な関与を推進。</li> <li>・ 引き続き、二国間対話等の機会を通じて、国際的に関係者への働きかけを行う。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="1164 402 1579 794"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1164 989 1579 1236"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な取組を引き続き実施。</li> </ul> </div>		<div data-bbox="2038 446 2217 638"> <p>【内閣府】 【総務省】 【外務省】 【文部科学省】 【経済産業省】</p> </div> <div data-bbox="2038 869 2217 909"> <p>【外務省】</p> </div> <div data-bbox="2038 1077 2217 1157"> <p>【外務省】 【文部科学省】</p> </div> <div data-bbox="2038 1380 2217 1420"> <p>【総務省】</p> </div>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (7) 発信者の特定の強化

### ②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○権利侵害を行った者に対する発信者情報開示請求の簡易化・迅速化を図る改正プロバイダ責任制限法について、関係機関との連携や周知を実施する</p> <div data-bbox="22 454 705 1125" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>&lt;発信者情報開示の迅速化等のための関係機関との連携、周知等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正プロバイダ責任制限法（現・情報流通プラットフォーム対処法）※（非訟手続を導入することで一体的な裁判手続の中で迅速に発信者を特定することが可能となるほか、開示請求を行うことができる範囲の見直しの実施を内容とするもの）が、2021年4月に成立、2022年10月に施行。民間企業で策定する関係ガイドラインの整備の支援を実施するとともに、説明会等の開催による周知を実施。2023年度にはWeb広告等により、改正プロバイダ責任制限法の周知を実施。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="728 454 1142 1125" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査の実施等を通じて、施行状況の把握を図るとともに、Web広告等により、改正プロバイダ責任制限法の周知を実施。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="1164 454 1579 1125" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、制度の周知を行うとともに施行状況について把握する。</li> </ul> </div>		<p>【総務省】</p>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (8) プラットフォーム事業者における対応の迅速化・透明化

### ②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける制度整備を進める</p> <p>&lt;プラットフォーム事業者における対応の迅速化・透明化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「プラットフォームサービスに関する研究会第3次とりまとめ」を踏まえ、プロバイダ責任制限法の改正法案（大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務付け。本改正により、法の通称を「情報流通プラットフォーム対処法」に改称。）を第213回国会に提出、2024年5月に成立した。</li> </ul>	<p>・情報流通プラットフォーム対処法に関し、省令等の制度整備や、ガイドライン等を通じどのような情報を流通させることが法令違反や権利侵害となるのかの明確化を行った。</p>	<p>・情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用を図る。</p>		【総務省】

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表(民間側の取組)

## 2025年度の民間側の取組予定事項

### ②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

#### (5)被害の実態把握

○日本コンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態の継続的な把握を行う(配信先が国外向けか(日本への配信も含む)、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能なかの検討も含む)

- ・主要プラットフォームやウェブサイト上の民放コンテンツの違法アップロードの状況と、当該コンテンツに表示される広告について調査の実施(日本民間放送連盟)
- ・「海賊版対策実務者意見交換会」及びその傘下の「マンガ海賊版対策 技術検証チーム」との協業を通じて、海賊版サイトの影響を解析することで、技術的な側面から有効な海賊版対策を検討(JPMAC)
- ・国内ユーザ向けの違法利用について、専用の監視システムを利用し、実態の捕捉を実施(JASRAC)
- ・「オンライン(ダウンロード、ストリーミング等)で流通する日本コンテンツの海賊版被害額の算出」を調査(CODA)
- ・出版物海賊版国内向け上位10サイト・英語翻訳上位10サイトの月間データ収集、官公庁・メディア等への提供(ABJ)
- ・出版物海賊版サイト被害額(タダ読みされた金額/年間)の試算(ABJ)
- ・出版物海賊版ユーザーの実態調査(国内/毎年実施)(ABJ)
- ・出版物海賊版ユーザーの実態調査(海外/本年はアメリカ・インドネシアで実施)(ABJ)
- ・出版物海賊版全サイトの精細調査(アクセス数はもちろん被害額やアクセス国割合など)(ABJ)

#### (6)国際連携・国際執行等の強化

○国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助等による捜査の推進を図る  
○海賊版対策情報ポータルサイトや相談窓口を通じた情報収集及び著作権者等の権利行使を促進する  
○海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する  
○悪質なリーチサイトへの捜査を推進する  
○諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う

- ・現地大使館・警察・法律事務所やCODAと連携し、ベトナムやインドネシア等の海外発海賊版サイトの犯人特定及び摘発ルートを開拓(JPMAC)
- ・「中華人民共和国海外非政府組織国内活動管理法」に基づき正式にNGO法人として国家版權局より許可を受けた「CODA北京事務所」を運営し、中国国内における①日本コンテンツの著作権認証業務、②会員社コンテンツの正当な権利保護業務、③日中著作権に関する調査・研究、④日中交流・協力を実施(CODA)
- ・国際刑事警察機構(ICPO)、MPAほか、各国の現地政府機関、業界団体、事業者等との関係構築を行い、情報の共有や著作権侵害対策に関する協力を実施(CODA)
- ・サイバーセキュリティの専門家(エシカルハッカー)と連携し、デジタルフォレンジック調査で運営者らが利用しているサービスを特定したり、オンラインプロファイリング/OSINT(オープンソースインテリジェンス)調査でSNSなどから海賊版サイトの運営者を特定し、現地でのエンフォースメントのため、証拠の保全や発信者情報の開示請求等を実施(CODA)
- ・中国における現地取締り機関等の取締りに基づき照会される権利侵害の確認に迅速に対応するため、権利照会DBを構築・活用(CODA)
- ・偽キャラクターグッズ対策委員会を新設し、日本が誇るコンテンツIPの権利侵害に対処(CODA)
- ・海外出版社等との情報共有、共同対策(ABJ)
- ・サイトブロッキング(インドなど)などの民事および行政上の措置を講じるMPAを通じ、悪質な海賊版サイトへのアクセスの無効化や、悪質な海賊版サイトの運営者に関する情報を入手している(JIMCA)。
- ・世界中の権利者とともに、悪名高い海賊版サイトやサービスに対する取り組みを強化し、行動を促すために、毎年米国通商代表部(USTR)に報告書を提出しているMPA/ACEの活動に協力(JIMCA)
- ・MPA/ACEの活動を通じ、引き続き、海賊版対策に関する国際的な関心を高めることに尽力(MPA/ACE)

#### (7)発信者特定の強化

○権利侵害を行った者に対する発信者情報開示請求の簡易化・迅速化を図る改正プロバイダ責任制限法について、関係機関との連携や周知を実施する

- ・海外での情報開示手続(法的手続やRDRS等)を通じて、発信者の特定と各国警察等に対する情報提供の継続(JPMAC)

#### (8)プラットフォーム事業者における対応の迅速化・透明化

○インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける制度整備を進める

- ・SNSにおいて、海賊版サイトのリンク情報などを拡散し続ける悪質なアカウントについて、各SNS事業者と連携してアカウント凍結などの対応を進める(JPMAC)
- ・Google LLCと連携し、引き続き海賊版サイトの検索結果からの非表示措置のスピード化・効率化に取り組む(JPMAC)
- ・主要なブラウザに実装されているセーフブラウジングの警告機能等の警告対象に悪質な海賊版サイトを追加するよう働きかけを実施(JPMAC)
- ・大手プラットフォーム事業者が運営する動画投稿サイトや短文投稿サイトとは包括的な利用許諾契約を締結することで適法利用が可能となることに鑑み、各事業者への働きかけの実施(JASRAC)
- ・無許諾アップロードされた動画に対する削除要請を各サイト事業者に送付する「自動コンテンツ監視・削除センター」の運営及び削除対応に基づく各プラットフォームとの協議の実施(CODA)
- ・MPA/ACEを通じ、プラットフォーム事業者との定期的な関与を継続(JIMCA)

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## ③海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

### (9) 広告出稿の抑制

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた著作権侵害サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ることや、広告収入に係る法的整理等の検討を行う</p> <div data-bbox="22 443 707 1058" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>&lt;広告関連団体との連携による広告出稿抑制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）が、海賊版サイトへの広告出稿抑制についての合同会議を設置（2019年9月）。広告関連3団体が、CODAが提供する海賊版サイトリストを会員各社に定期的に共有。</li> <li>・ JIAAが、広告配信プラットフォーム事業者が適切な広告掲載先の選定を行うためのガイドラインを策定・公表。</li> </ul> </div> <div data-bbox="22 1070 707 1533" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>&lt;広告収入に係る法的整理等の検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海賊版に関して生ずる広告収入に係る民事上の請求権について、必要な検討を開始。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続きCODAと広告関連3団体の合同会議を通じて、定期的な海賊版サイトリストの共有等を実施。</li> <li>・ 海賊版サイトリストを世界的著作権機関（WIPO）へ共有し、WIPOアラートとして海外の広告主・広告事業者に対する情報提供を行う仕組みを構築。</li> <li>・ 国外の広告配信事業者に対して直接働きかけを行い、広告出稿を抑制。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回海賊版対策官民実務者級連絡会議において、組織的犯罪処罰法における犯罪収益等の没収・追徴等の規定について説明した。</li> <li>・ 海賊版対策官民実務者級連絡会議における議論に構成員として参加したほか、有識者との意見交換や文献等の調査などしつつ、海賊版に関して生ずる広告収入に係る民事上の請求権について、必要な検討を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、関係府省庁と協力して検討を行う。</li> <li>・ 左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。</li> </ul>		<p>【経済産業省】</p> <p>【内閣府】 【総務省】 【法務省】 【文部科学省及び関係省庁】</p>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (10) CDNサービス等の海賊版サイトへの悪用防止 ③海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○ 権利者と通信事業者の合同会議を通じ、個々の海賊版サイトのリストの共有を図るとともに、著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるクラウドフレア社などCDNサービス等について、必要な対策の推進を図る</p> <p>&lt;権利者と通信事業者の協力関係構築&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年12月以降、権利者と通信事業者等で構成する「海賊版対策実務者意見交換会」において、継続的に海賊版対策に関する協議を実施。</li> <li>・2020年10月、出版業界だけでなく通信・IT業界とも協力して新法人を設立し、一般社団法人ABJにおいて海賊版サイトの収集・判定を実施。</li> <li>・海賊版対策実務者意見交換会で策定した枠組みに基づき、2020年11月、一般社団法人SIA（セーファーインターネット協会）が海賊版サイトリストの情報共有スキームの運用を開始。</li> <li>・2021年4月、「海賊版対策実務者意見交換会」の下に、問題のあるレジストラやインターネットのグローバルガバナンスの在り方についての発信等、官民での意見交換・情報共有を行うWGを設置し、継続的に議論。</li> </ul> <p>&lt;CDNサービス事業者への対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス防止方策に関する検討会」において、CDNサービス事業者に対する今後の取組等について検討を行い、2022年9月に現状とりまとめを公表。</li> <li>・権利者とクラウドフレア社との訴訟が継続していることから、その動向について注視するとともに、同社に対し、同社が利用規約等に定めている対応が適切に実施されるよう促した。</li> </ul>	<p>・引き続き、民間主導の協力関係が円滑に運用されるよう、必要に応じて取組の支援を行うとともに、官民での意見交換・情報共有を行う。</p>			【総務省】
	<p>・訴訟の動向を注視しながら、引き続き、同社が利用規約等に定めている対応が適切に実施されるよう促すことを検討した。</p> <p>・CDNサービスへの本人確認に関し、諸外国の関連制度について調査等を行った。</p>	<p>・引き続き訴訟の動向を注視しつつ、同社が利用規約等に定めている対応が適切に実施されるよう促す。</p> <p>・CDNサービスへの本人確認に関し、諸外国の関連制度について調査等を行う。</p>		【内閣府】 【総務省及び関係省庁】

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (11) 正規版の流通促進

### ③海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海外市場の獲得も視野に入れながら、現地における意識啓発等の活動や、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版の流通を促進する</p> <p>&lt;正規版流通のための民間主導の協力関係の構築&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出版広報センターが、電子取次事業者や電子書店の協力を得て、正規版の配信サイト等に掲示されるABJマーク（ABJは“Authorized Books of Japan”の略）の運用により、ホワイトリストを作成・公表（平成30年11月～）。599サービス、141事業者が登録（令和元年6月27日時点）。</li> <li>・出版社及びアニメ関連主要各社からなるマンガ・アニメ海賊版対策協（2013年7月発足）に、中小出版事業者を含むマンガ・アニメ事業者の事業連携等の協議・連絡を行うWGを設置（2013年8月）。</li> </ul> <p>&lt;現地における意識啓発等活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権保護の重要性を伝えるための教材を作成するとともに、侵害が発生している国の著作権当局と連携して、一般に向けた周知を行った。</li> <li>・在外公館を通じた現地ユーザー向け発信の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京国際映画祭（TIFF）や映像総合国際見本市（TIFFCOM）について、引き続きコンテンツの海外展開を促進。</li> <li>・JETROの海外拠点にコンテンツ専門人材を配置し、現地市場の調査、現地企業とのネットワーク構築やイベント等での商談支援を実施。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵害が発生している国に向けた現地語での普及啓発動画を作成。</li> <li>・在外公館を通じ、現地ユーザーに対する意識啓発に資する情報発信等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵害が発生している国に向けて、現地語による普及啓発動画等を活用し広報活動を展開する。</li> <li>・引き続き、必要な取組を実施。</li> </ul>		<p>【経済産業省】</p> <p>【外務省】 【文部科学省】</p>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表（民間側の取組）

## 2025年度の民間側の取組予定事項

### ③海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

<p><b>(9) 広告出稿の抑制</b></p> <p>○海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた著作権侵害サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ることや、広告収入に係る法的整理等の検討を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人 日本アドバタイザーズ協会（JAA）や一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会（JIAA）に対し、違法なリーチサイト等に出稿している広告の削除要請を実施（CODA）</li> <li>・調査で入手した違法なリーチサイト等の情報をCODAに提供し、活動に協力（JASRAC）</li> <li>・「海賊版サイトへの広告出稿抑制に関する合同会議」を通じて、定期的に海賊版サイトリスト（日本版 IWL）を共有し、協議を実施(CODA)</li> <li>・WIPO アラート (WIPO が主催する広告対策) に参画し、海賊版サイトリストを提供(CODA)</li> <li>・出版物海賊版サイトリストをCODAやアドネットワーク企業に提供（ABJ）</li> </ul>
<p><b>(10) CDNサービス等の海賊版サイトへの悪用防止</b></p> <p>○権利者と通信事業者の合同会議を通じ、個々の海賊版サイトのリストの共有を図るとともに、著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるクラウドフレア社などCDNサービス等について、必要な対策の推進を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利侵害を認識した後も海賊版サイトに対してサービスを提供し続けるCDNサービス運営者の責任を明確にするべく、適切な措置を実施（JPMAC）</li> <li>・海賊版サイト運営者に対するドメイン提供の抑制及び登録情報の正確性確保に向けて、I C A N N等の関連組織に対して働きかけを実施（JPMAC）</li> <li>・特に悪用が著しいCDNサービス（クラウドフレア）について、「自動コンテンツ監視・削除センター」を通じて削除要請を送信(CODA)</li> <li>・MPA/ACEを通じ、海賊版サイトのエコシステムにおいて何らかの役割を果たしている媒介者（例えば、ISP、ドメイン名レジストラ、決済処理業者、マーケットプレイス、ソーシャルネットワーク、広告代理店や、CDNホスティングサービスを提供する者など）に対して、今後も建設的な働きかけを継続（JIMCA）。</li> </ul>
<p><b>(11) 正規版の流通促進</b></p> <p>○海外市場の獲得も視野に入れながら、現地における意識啓発等の活動や、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版の流通を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権認証資格を有するCODA北京事務所を通じ、中国における著作権認証証明書を発行（CODA）</li> <li>・海外正規配信に取り組む会員社への様々な支援の提供（ABJ）</li> </ul>

# インターネット上の海賊版対策に関する工程表

## (12) 民間の主体的取組を支援する省庁横断的取組の強化

これまでの進捗・効果	2024年度の実施状況	2025年度の実施予定	2026年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○「インターネット上の総合的な対策メニュー」の取組の更なる推進のため、民間及び関係府省庁による実務者級連絡会議を実施</p> <div data-bbox="22 438 705 877" style="border: 2px solid orange; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;海賊版等対策官民実務者級連絡会議の実施&gt;                      ・インターネット上の海賊版に関する取組状況・最新情報の共有や、実効的な対策等について意見交換を行うため、海賊版等対策官民実務者級連絡会議を開催し、議論・検討を実施した。</p> </div>	<div data-bbox="728 438 2004 877" style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>・引き続き、海賊版等対策官民実務者級連絡会議において、インターネット上の海賊版に関する取組状況・最新情報の共有や、実効的な対策等について意見交換を実施する。</p> </div>			<p>【内閣府及び関係省庁】</p>

**ベトナム海賊版対策について**  
**- 関係府省庁における具体的なアクション -**

# 関係府省庁における具体的なアクション（ベトナム関係）

## ① 日本政府の働きかけ

- 海賊版対策に関する協力関係について引き続きの協力を要請する。（内閣府・外務省）
- その他関係省庁においても、ベトナムに対し、海賊版対策に関する協力を要請できる機会を逃さず、必要な働きかけを行う。（関係省庁）

## ② 著作権所管部局職員のキャパシティビルディング

- これまで著作権部局間の二国間協議や研修を実施。本年2月末に海賊版対策国際セミナーを主催。令和7年度は、「国際連携体制構築のためのコンソーシアムの設置・トレーニングセミナー」を実施予定。（文部科学省）
- その他関係省庁においても、ベトナムの担当者等が出席するセミナーの機会を逃さず、海賊版対策について意識啓発を行う。（関係府省庁）

## ③ 海賊版対策に係る現地事務所の開設

- 海賊版対策に係る現地事務所を開設することを念頭に置きつつ、「クリエイター事業者支援事業」及び「コンテンツ海外展開促進事業」に基づく、実際の案件に係る活動を通じて、ベトナム政府・関連機関との信頼関係を醸成しながら、人材や必要となる機能の調査の実施を検討する。（経済産業省）

# 関係府省庁における具体的なアクション（ベトナム関係）

## ④在ベトナム大使館・JETROの連携強化

- 現行の体制（知的財産担当官2名他）を維持しつつ、JETROをはじめとする関係機関との一層の連携を図る。（外務省）
- 上記③に関連し、海賊版対策専門人材としての適任者を調査・発掘するよう努める。（経済産業省）

## ⑤正規版の流通体制整備

- 令和5年度補正予算に係る「対内直接投資促進及び中堅・中小企業海外展開支援事業」において、JETROのタイ・バンコクにコンテンツ専門人材を配置し、現地市場の調査、現地企業とのネットワーク構築やイベント等での商談支援を実施しているため、これを引き続き継続するとともに、タイ・バンコクがASESAN諸国のハブとなるよう機能強化を検討する。（経済産業省）

## ⑥官民ミッションの派遣

- 様々な機会に、ベトナム政府要人や在ベトナム要人等と官民で意見交換を実施することなどを検討する。（内閣府ほか）